

○浦安市男性不妊検査費助成規則

平成26年 9 月 30 日

規則第40号

(目的)

第 1 条 この規則は、男性不妊検査の費用を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するとともに、不妊の治療に係る男性への意識付けを図ることを目的とする。

(平27規則48・令 6 規則78・一部改正)

(定義)

第 2 条 この規則において「男性不妊検査」とは、不妊に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）が実施する不妊の原因が夫にあるかどうかを調べる検査をいう。ただし、当該夫婦が不妊の治療を受けるための検査でないものを除く。

(令 6 規則78・全改)

(助成の対象者)

第 3 条 助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 婚姻の届出をしている夫婦であること。
- (2) 検査期間中及び申請時において、夫婦の双方が本市に住所を有すること。
- (3) 検査時において、妻の年齢が43歳未満であること。
- (4) 検査費用について医療保険の適用を受けていないこと。

(令 6 規則78・全改)

(助成対象費用及び助成金の額等)

第 4 条 男性不妊検査の費用の助成金の額は、検査に要した費用として自己負担した額とする。ただし、毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの間に受けた検査につき、1万円を限度とする。

2 助成の対象は、国内の保険医療機関における検査とする。

(平27規則48・令 6 規則78・一部改正)

(助成の申請)

第 5 条 男性不妊検査費用の助成を受けようとする者は、浦安市男性不妊検査

費助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該検査に係る領収書（原本）及び診療明細書その他の男性不妊検査を受けたことを証する書類
- (2) 振込口座を確認することができる通帳等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、検査を行った年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合においては、翌年度の5月31日までに行うことができる。

（平27規則48・令3規則67・令5規則29・令6規則78・一部改正）

（助成の可否の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、その結果を、浦安市男性不妊検査費助成金交付決定通知書（別記第2号様式）又は浦安市男性不妊検査費助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（平27規則48・令6規則78・一部改正）

（助成の決定の取消し）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成の決定を受けた者がいるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、男性不妊検査費の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（令6規則78・一部改正）

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行し、同年4月1日以後の特定不妊治療及び男性不妊検査について適用する。

附 則（平成27年9月30日規則第48号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第4条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の浦安市特定不妊治療費等助成規則の規定は、平成27年10月1日以後の男性不妊治療の費用について適用する。

附 則（平成28年3月31日規則第17号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月25日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の浦安市特定不妊治療費等助成規則の規定は、令和3年10月1日から適用する。

附 則（令和5年3月8日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第3条の規定は、施行日以後に男性不妊検査を受けた者について適用し、施行日前に男性不妊検査を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年9月10日規則第78号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の浦安市男性不妊検査費助成規則の規定は、施行日以後の申請に係る助成について適用し、施行日前の申請に係る助成については、なお従前の例による。

（浦安市公印規則の一部改正）

- 3 浦安市公印規則（昭和54年規則第17号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別 記

第1号様式（第5条第1項）

浦安市男性不妊検査費助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

男性不妊検査費助成金の交付を受けたいので、必要書類を添えて以下のとおり申請します。

申請者	ふりがな		生年月日	年 月 日				
	氏名							
	住所							
	電話番号							
配偶者	ふりがな		生年月日	年 月 日				
	氏名							
	住所							
	電話番号							
保険 医療機関	所在地							
	名称							
検査日	年 月 日							
申請金額	円							
添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書の原本 <input type="checkbox"/> 診療明細書又は男性不妊検査を受けたことが分かる書類 <input type="checkbox"/> 振込口座の確認ができる通帳等の写し							
振込先	金融機関名				本店・支店名			
	預金種別	普通 ・ 当座			支店コード			
	口座番号							
	ふりがな							
	口座名義人							

第2号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市男性不妊検査費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった男性不妊検査費助成金の交付について、浦安市男性不妊検査費助成規則第6条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

助成金額 金 円

第3号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市男性不妊検査費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった男性不妊検査費助成金について、浦安市男性不妊検査費助成規則第6条の規定により交付しないことに決定したので、通知します。

不交付の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。